

番 号：150093  
 国 名：パキスタン  
 担当部署：パキスタン事務所  
 案件名：自動車産業振興アドバイザー業務（II）

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務：自動車産業振興
- (2) 格 付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間：2015年4月中旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 9.67M/M、合計 10.37M/M
- (3) 業務日数：
 

準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業
5	80	2	140	2
第3次派遣	整理期間			
70	5			

※上記日数はあくまで目安とする（合理的な理由があれば、国内準備期間0日等の提案も認める）。

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 14点
  - ④その他学位、資格等 10点
  - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 8点

(計100点)

類似業務	自動車産業振興に係る各種業務
対象国／類似地域	パキスタン／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出入国に際してWHO様式のポリオワクチンの予防接種証明書が必要（予防接種等に係る費用はその他原価に含まれています）。

## 6. 業務の背景

パキスタンにおける2012/2013年度の実質GDP成長率は5.4%であり、セクター別では農業部門2.1%、工業部門5.8%（製造業6.9%）、サービス部門4.3%であった（出所：EIU）。特に製造業の実質成長率は近年伸びており、経済成長への寄与度が高い。

パキスタン政府は、2014年8月に発表した長期開発計画「Vision2025」において、目標年の2025年に年率8%の経済成長の達成を目指し、「持続的・内生的・包括的な成長」及び「民間セクター・起業家精神主導の成長」を重点課題として掲げ、生産性向上と民間投資促進を梃子とする成長を図ることとしている。

こうした背景のもと、製造業の中でも特に裾野産業分野が広く、付加価値の高い自動車産業の振興が期待されているが、パキスタンにおける自動車の国内生産台数は年間約14万台に留まっており、日系企業の市場占有率が4輪車で約99%を占めている（2013年）。パキスタンの自動車産業政策を担う産業省工業開発局（EDB: Engineering Development Board. 以下「C/P機関」）は、2007年に5ヵ年計画の自動車産業政策として「Auto Industry Development Program, AIDP」を発表し、7項目の施策を打ち出したが、2012年の終了時に実現したのはその一部のみであった。

JICAはパキスタンの自動車産業振興のため、2009年～2010年度に開発調査型技術協力プロジェクト「自動車産業振興政策策定プロジェクト」を実施した。同調査報告では、一貫性・実効性のある自動車産業振興施策・制度の策定、自動車部品産業の生産技術力の向上、工業規格・車両検査・排ガス規制等の品質・安全・環境基準の整備等の課題が挙げられ、同課題を解決するための17項目の施策が提案された。これに基づき、JICAは2012～2013年度において「自動車部品中小企業技術力強化プロジェクト」を実施し、自動車部品製造中小企業を対象に、生産管理、金型、溶接の3分野における技術指導を実施した。さらに2015～2018年度にかけては「自動車部品製造業技術移転プロジェクト」の実施を予定している。また、2012～2014年度には、「自動車産業振興アドバイザー」を派遣し、C/P機関の政策策定・実施能力の向上及びAIDPの後継計画となる「Automotive Development Policy. 以下ADP」策定のための助言等の支援を行い、ADPの最終確定間近まで進んだものの、まだ確定には至っていない。

また、在パ日系企業が会員となっている日系商工会は、パキスタン政府に対し一貫性・実効性のある自動車産業政策実施の要望を含む要望書を2014年9月に提出した。

本業務は、新たに「自動車産業振興アドバイザー（Ⅱ）」を派遣することにより、最終確定の近いADP（2015年5月中に確定予定）の実施をC/P機関とともに効果的に促進し、C/P機関の政策実施能力を強化するとともに、以ってパキスタンの自動車産業の潜在的な競争力を高め、将来的なパキスタン自動車産業の振興に貢献することを目的とするものである。なお、協力期間は全体で2年間であり、本業務は前半の1年間である。

## 7. 業務の内容

本アドバイザーは、パキスタン政府により近く承認予定であるADPを踏まえた自動車産業振興に係る政策・施策について、関係省庁・機関とも連携を図りつつ効果的に実施されるようC/P機関に対し必要な助言及び支援を行い、C/P機関の政策実施能力を強化するとともに、パキスタン政府と日系自動車メーカーとの対話促進を図り、パキスタン自動車産業の振興に貢献することを目的としている。なお、活動場所はイスラマバードとする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2015年4月中旬～2015年4月下旬）

- ①「自動車産業振興アドバイザー専門家業務完了報告書」等、国内で入手可能な関連情報の収集を行い、案件概要を把握する。
- ②他国における自動車産業振興政策について情報を収集する。
- ③本部にて安全ブリーフィングを受ける。
- ④全体のワークプラン（和文、英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、報告・説明する。

(2) 第1次現地派遣期間（2015年4月下旬～2015年7月上旬）

- ①現地業務開始時に、C/P機関及びJICAパキスタン事務所にワークプランを提出し、業務内容の確認を行う。
  - ②ADP承認に係る政府審議が継続している場合、必要に応じC/P機関に対し助言及び関係会合への参加等の支援を行う。
  - ③現在のADP案（注）の中でも特に以下の優先課題に対するロード・マップ及びアクション・プランの策定・実施について、C/P機関に対する助言及び支援を行う。
    - (ア) 自動車の安全・環境基準の導入  
C/P機関と運輸省及び同省傘下のNH&MP（National Highways & Motorway Police）、科学技術省及び同省傘下のPSQCA（Pakistan Standards and Quality Control Authority）との情報交換及び調整を支援しながら、自動車に関する国際的な安全・環境基準の将来的な導入に向けた助言及び支援を行う。その際、パキスタンに進出している日系自動車メーカーとの情報交換及び調整も行う。
    - (イ) 自動車に関する研究開発（R&D）、デザイン、試験施設に係る支援体制整備  
自動車メーカー等が行うR&D、デザイン及び試験に係る支援体制の整備について、C/P機関における検討事項を把握するとともに、日系自動車メーカーとの情報交換も行いつつ、必要な助言を行う。
    - (ウ) 自動車産業における人材育成・訓練に係る体制整備  
自動車産業に従事する人材の育成及び訓練に係る体制整備支援について、パキスタン内の既存の技術教育・職業訓練機関との連携も視野に入れつつ、C/P機関における検討事項を把握するとともに、必要な助言を行う。
  - ④上記③及び主にADPで掲げる施策の実施を促進するため、上記③で挙げた省庁のほか、産業省、投資庁、歳入庁等及び業界団体（自動車製造業協会等）とC/P機関との連携を図るとともに、関連するJICA協力案件（具体的には「自動車部品製造業技術移転プロジェクト」（技プロ）、「産業セクターにおけるエネルギー管理プロジェクト」（技プロ）、「投資環境整備アドバイザー」（個別専門家））とも効果的な連携を図る。特に「自動車部品製造業技術移転プロジェクト」との連携を通じ、自動車部品製造業における技術向上に係る施策について、C/P機関に対して必要な助言を行う。
  - ⑤C/P機関による自動車産業振興政策及び施策の実施に有益な世界の自動車産業の動向（市況、政策等）に係る情報をC/P機関に対して提供するとともに、C/P機関内及び関係省庁等を招集した勉強会を実施する。
  - ⑥日本商工会の定期会合に出席し、日系自動車メーカーと意見交換及び情報収集を行うとともに、日本商工会の要望書に関して構築されたフォローアップ枠組みの一つである自動車政策ワーキンググループ会合に参加し、双方による対話を促進する。
  - ⑦現地業務結果報告書（英文）の作成及び、次回現地派遣のためのワークプラン（和文・英文）の修正・作成を行い、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。
- (注) 現在のADP（案）は8つの政策（新規投資の参入促進、合理的な関税制度、中古車の輸入政策、品質・安全・環境基準、R&D・デザイン・車検インフラ整備、人材開発と研修インフラ整備、自動車部品製造業者のための技術獲得支援スキーム、消費者利益）から構成されている。

(3) 第1次国内作業期間（2015年7月中旬～2015年7月下旬）

- ①第1次現地派遣期間中に抽出された課題等につき、参考事例等の情報収集を行う。
- ②JICA産業開発・公共政策部に業務の進捗状況を報告する。

(4) 第2次現地派遣期間（2015年8月上旬～2015年12月中旬）

- ①第1次現地派遣に引き続き、上記（2）の③を行う。また、策定されたアクション・プランの進捗をモニタリングし、適宜助言・支援する。
- ②第1次現地派遣に引き続き、上記（2）の④を行う。
- ③上記①、②の活動を通じ、必要に応じパキスタンの自動車産業振興に係る新たな支援策をC/P機関及び関係省庁とともに検討する。
- ④第1次現地派遣に引き続き、上記（2）の⑤を行う。
- ⑤第1次現地派遣に引き続き、上記（2）の⑥を行う。
- ⑥C/P機関職員とともに、日本又は他のアジア諸国における日系自動車メーカー工場及び自動車部品工場等を視察し、効果的な自動車産業振興に係る政策等に関する理解を促進させる。（なお、視察先についての具体的な国名の提案があれば、プロポーザルに記載すること。）
- ⑦現地業務結果報告書（英文）とともに、次の現地派遣のためのワークプラン（和文・英文）を修正・作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

(5) 第2次国内作業期間（2015年12月下旬）

- ①第2次現地派遣期間中に抽出された課題等につき、参考事例等の情報収集を行う。
- ②JICA産業開発・公共政策部に業務の進捗状況を報告する。

(6) 第3次現地派遣期間（2016年1月上旬～2016年3月中旬）

- ①第1次及び第2次現地派遣で行った上記（2）の③に関し、策定したアクション・プランの実施状況を取り纏めるとともに、抽出された課題についてC/P機関及び関係省庁に対して提言を行う。特に、上記（2）の③の（ア）に関しては、安全・環境基準導入に関するJICA又は我が国による支援方策について、JICA事務所に提案を行う。
- ②第1次及び第2次派遣に引き続き、上記（2）の④を行う。
- ③第1次及び第2次派遣に引き続き、上記（2）の⑤を行い、提供した情報及び勉強会の成果について取りまとめを行う。
- ④第1次及び第2次派遣に引き続き、上記（2）の⑥を行う。
- ⑤現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

(7) 帰国後整理期間（2016年3月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、報告・説明する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。  
なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（全体分及び各派遣時）

和文・英文3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所、C/P機関

(2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

英文3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所、C/P機関

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部：JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。  
また、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICAパキスタン事務所に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上すること）。

航空経路は、東京—バンコク—イスラマバード間の往復に係る費用を計上すること。

(2) 臨時会計役の委嘱

現地業務に必要な一般業務費については、JICAパキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：一般業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとはいいがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。（イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とする。）

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2015年4月下旬～7月上旬（第1次）、2015年8月上旬～12月中旬（第2次）、2016年1月上旬～3月中旬（第3次）の3回を予定していますが、派遣時期についてはある程度の日程調整は可能です。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な派遣スケジュールがある場合には、プロポーザルにて提案してください（現地派遣回数は3回を上限とします）。ただし、2015年7月下旬はラマダン明けのイード休暇にあたるため、現地派遣を避けてください。

#### ②現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。

#### ③便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

セキュリティを含め、必要な移動に係る車両を提供する。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

なし

カ) 執務スペースの提供

EDBが執務スペースを提供する。

### (2) 参考資料

本件に係る資料（パキスタン国自動車産業振興アドバイザー専門家業務完了報告書（2015年1月））は、JICA産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第1チーム（03-5226-8064）で配布します。

### (3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期：4月1日(水)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

②実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

#### (4) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地での調査実施に当たっては在パキスタン・イスラム共和国日本大使館(必要に応じて、在カラチ日本総領事館)、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所の指示に従うこと。

③現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

④現地作業中、JICAパキスタン事務所へ安全管理上、必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICAパキスタン事務所から貸与を行う。

以上